

規制シート(様式)

170195001510001

平成31年1月17日

規制の名称	植物防疫法	所管府省	農林水産省
根拠法令等	植物防疫法(昭和25年法律第151号)	担当局課等及び 作成責任者の 役職・氏名	消費・安全局植物防疫課長 松岡謙二
規制目的	輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もって農業生産の安全及び助長を図ること。		
規制内容の概要	<p>重要な病害虫の国境を越えての侵入・まん延を防止するための水際での植物の輸出入検疫。 我が国に新たに侵入した病害虫又は国内の一部に存在している病害虫のまん延を防止するための国内植物検疫。</p>	関連する予算	-
規制の最近の 改廃経緯	独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第70号)による改正	関連する 政策評価結果	-
規制を維持、改革 又は新設する理由	植物防疫法の一部を改正する法律(平成16年法律第19号)の施行から現在まで、検疫有害動植物が海外において継続して発生しており、また、日本においても国内未発生の病害虫の発生が確認されているといった植物防疫の状況を踏まえると、引き続き、植物防疫法に基づく規制が必要であるため。	規制の維持、改革 又は新設の別	維持
(規制を改革する場合 の改革の方向性)			
見直し条項	なし		
次の見直し時期	2023年度		